三　前項第二号イ若しくはロ又は第四号の二ロに掲げる者であつて、三級の技能検定又は自動車タイヤ整備士若しくは自動車車体整備士の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し一年以上の実務の経験を有するもの

四・五　（略）

（三級の受験資格）

第十九条　三級の技能検定を受けようとする者は、当該技能検定に係る学科試験の日の前日（全部免除者にあつては、当該技能検定の申請の日の前日）において次の各号（三級自動車シャシ整備士の技能検定を受ける場合にあつては第五号、三級自動車ガソリン・エンジン整備士又は三級自動車ジーゼル・エンジン整備士の技能検定を受ける場合にあつては第四号、三級二輪自動車整備士の技能検定を受ける場合にあつては第四号及び第五号を除く。）のいずれかに該当する者でなければならない。

一　（略）

二　次に掲げる者であつて、自動車の整備作業に関し六月以上の実務の経験を有するもの

イ　前条第一項第二号イ又はロに掲げる者

ロ　前条第一項第一号の二ロからホまでに掲げる者

ハ　自動車整備科を免許職種とする職業訓練指導員試験合格者

三　前条第一項第一号の二イ若しくはへからリまで又は第五号に掲げる者

四・五　（略）

（自動車タイヤ整備士等の受験資格）

第十九条の二　自動車タイヤ整備士等の技能検定を受けようとする者は、当該技能検定に係る学科試験の日の前日（全部免除者にあつては、当該技能検定の申請の日の前日）において次の各号（自動車タイヤ整備士及び自動車電気装置整備士の技能検定を受けようとする者にあつては、第三号（ロ及びハに係る部分に限る。）を除く。）のいずれかに該当する者でなければならない。

一　（略）

二　第十八条第一項第二号イ若しくはロ若しくは第四号の二ロ又は前条第二号ハに掲げる者であつて、受けようとする技能検定に係る自動車の装置の整備作業に関し一年六月以上の実務の経験を有するもの

三～六　（略）

（技能検定の申請）

第二十条　技能検定を受けようとする者は、受けようとする技能検定の種類ごとに、申請書（第一号様式）を最寄りの運輸監理部長又は運輸支局長を経由して、国土交通大臣に提出しなければならない。この場合において、学科試験又は実技試験（以下「試験」という。）を受ける者にあつては、当該申請書に申請前六箇月以内に撮影した写真（脱帽し正面から写した縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルのもので、裏面に受けようとする技能検定の種類、生年月日及び氏名を記載したもの。）一葉を添付しなければならない。

２～４　（略）

三　前項第二号イ、ロ若しくはハ又は前項第四号イ若しくはロに掲げる者であつて、三級の技能検定又は自動車タイヤ整備士若しくは自動車車体整備士の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し一年以上の実務の経験を有するもの

四・五　（略）

（三級の受験資格）

第十九条　三級の技能検定を受けようとする者は、当該技能検定に係る学科試験の日の前日（全部免除者にあつては、当該技能検定の申請の日の前日）において次の各号（三級自動車シャシ整備士の技能検定を受ける場合にあつては第五号、三級自動車ガソリン・エンジン整備士又は三級自動車ジーゼル・エンジン整備士の技能検定を受ける場合にあつては第四号、三級二輪自動車整備士の技能検定を受ける場合にあつては第四号及び第五号を除く。）のいずれかに該当する者でなければならない。

一　（略）

二　次に掲げる者であつて、自動車の整備作業に関し六月以上の実務の経験を有するもの

イ　前条第一項第二号イ、ロ又はハに掲げる者

ロ　前条第一項第一号の二ロからへまでに掲げる者

ハ　前条第一項第一号の三イ又はロに掲げる者

三　前条第一項第一号の二イ若しくはトからヌまで又は第五号に掲げる者

四・五　（略）

（自動車タイヤ整備士等の受験資格）

第十九条の二　自動車タイヤ整備士等の技能検定を受けようとする者は、当該技能検定に係る学科試験の日の前日（全部免除者にあつては、当該技能検定の申請の日の前日）において次の各号（自動車タイヤ整備士及び自動車電気装置整備士の技能検定を受けようとする者にあつては、第三号（ロ及びハに係るものに限る。）を除く。）のいずれかに該当する者でなければならない。

一　（略）

二　次に掲げる者であつて、受けようとする技能検定に係る自動車の装置の整備作業に関し一年六月以上の実務の経験を有するもの

イ　第十八条第一項第二号イ、ロ又はハに掲げる者（自動車電気装置整備士の技能検定を受ける場合にあつては、電気に関する学科において所定の課程を修めて卒業した者（当該学科において所定の課程を修めて学校教育法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）又は電気に関する学科に係る検定に合格した者）

ロ　第十八条第一項第一号の三イ若しくはロ又は第四号イ若しくはロに掲げる者

三～六　（略）

（技能検定の申請）

第二十条　技能検定を受けようとする者は、受けようとする技能検定の種類ごとに、申請書（第一号様式）を最寄りの運輸監理部長又は運輸支局長を経由して、国土交通大臣に提出しなければならない。この場合において、学科試験又は実技試験（以下「試験」という。）を受ける者にあつては、当該申請書に申請前六箇月以内に撮影した写真（脱帽し正面から上半身を写した名刺判（縦六センチメートル、横四・五センチメートルのもの。）のもので、裏面に技能検定の種類、生年月日及び氏名を記載したもの。）一葉を添付しなければならない。

２～４　（略）